
日本国の京都議定書第7条1に基づく情報

日本国

2009年4月

日本国政府は、決定 15/CMP.1 のパラグラフ 2 に基づき本情報を自主的に提出する。
本情報の内容と規定の対応関係は下表の通り。

京都議定書第7条1 に基づく情報の指針 の関連部分	本情報の該当箇所	
Section D	1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報	page 2
パラグラフ 4	1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報	
パラグラフ 5 - 9	1.2. 第3条3及び4の情報	
Section E	2. 京都ユニットに関する情報	pages 2 - 3
パラグラフ 10 - 17	2.1. 京都ユニットに関する情報	
パラグラフ 18	2.2. 決定 11/CMP.1(第17条)に則った約束期間リザーブの計算	
Section F	3. 第5条1に則った国内制度の変更に関する情報	page 3
Section G	4. 国別登録簿の変更に関する情報	pages 3-5
	4.1 2008年及び2009年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要	
	4.2 我が国の国別登録簿になされた変更に関する情報	
Section H	5. 第3条14に則った悪影響の最小化	page 5

1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報

1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報

初期審査及び2007年・2008年提出インベントリの年次審査において調整の対象となった箇所はないため、特段の措置は実施していない。

1.2. 第3条3及び4の情報

決定15/CP.10のパラグラフ2に則り自主的に提出した京都議定書第3条3及び4の情報を参照のこと。

2. 京都ユニットに関する情報

2.1. 京都ユニットに関する情報

日本国国別登録簿に保有されている京都ユニットに関する情報については、別添の「決定14/CMP.1に基づく Standard electric format for reporting of information on Kyoto Protocol units」を参照のこと。

2.2. 決定11/CMP.1(第17条)に則った約束期間リザーブの計算

京都議定書第1回締約国会議(COP/MOP1)における決定11/CMP.1 Annex para6に基づき、我が国の約束期間リザーブを以下の通り計算、報告を行う。

なお、ここで約束期間リザーブの算定に用いた初期割当量、排出量は、CRFにて報告を行っている数値を四捨五入してトンCO₂単位で表したものである。

1. 京都議定書第3条7及び8に準拠して計算した初期割当量の90% 割当量

5,928,257,666 トン CO₂ 換算

約束期間リザーブ相当値

$5,928,257,666 \times 0.9 = 5,335,431,899.40$ トン CO₂ 換算

上記の数値を小数点第1位で四捨五入する。

5,335,431,899 トン CO₂ 換算

2. 直近の報告における国の排出量の5倍の100% (2008年提出)

報告後審査を受けた直近の排出吸収目録(2008年提出インベントリ)における2006年度の温室効果ガス排出量

1,340,080,593 トン CO₂ 換算 - (A) (小数点第1位を四捨五入して整数化)

約束期間リザーブ相当値 (A × 5)

6,700,402,965 トン CO₂ 換算

以上、1、2の計算結果を受け、値の小さい初期割当量の90%を、我が国の約束期間リザーブとして報告する。

我が国の約束期間リザーブ	5,335,431,899 トン CO ₂ 換算
--------------	-------------------------------------

3. 第5条1に則った国内制度の変更に関する情報

2008年度、我が国は専門家審査チームの指摘を踏まえ、QA/QC計画の見直しを実施した。新たに策定したQA/QC計画では、インベントリの作成体制及びQA/QC活動を含むインベントリ作成プロセスを見直し、国内制度及びQC活動の充実及び体系化を図った。また、QA活動として、当該排出・吸収源のインベントリ作成（活動量データの提供及び作成、排出係数データの開発、排出・吸収量の算定、算定方法の検討等すべてのプロセスを含む）に直接関与していない専門家による排出・吸収源ごとの詳細な審査を実施するための「インベントリ品質保証WG」を新たに設置することを定めた。

QA/QC計画の変更に伴う国内制度の変更の要点は以下のとおりである。

1. 作成体制及び各主体の役割分担の明文化

インベントリ作成に関わる各主体（環境省、GIO、関係各省、関係団体、温室効果ガス排出量算定方法検討会、インベントリ品質保証WG、民間委託会社）のインベントリ作成プロセスにおける役割・責任及び具体的作業を規定した。インベントリ作成体制図は日本国温室効果ガスインベントリ報告書（以下、NIR）第1章の図1-1に示されている。

2. インベントリ品質保証WGの新規設置

インベントリのQAとして、インベントリ作成に直接関与していない専門家による排出・吸収源ごとの詳細な審査を実施するための「インベントリ品質保証WG」を設置した。

日本のインベントリの作成体制及びプロセスの詳細については、NIR第1章セクション1.2及び1.3を参照のこと。QA/QC計画の詳細情報についてはNIRの別添6.1に記述されている。

4. 国別登録簿の変更に関する情報

4.1. 2008年及び2009年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

報告項目	変更点の記述
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	我が国の登録簿管理者(RSA)の連絡先が以下の通り変更となった。 (変更前) Mr. Yasushi Ninomiya, ysushi_ninomiya@env.go.jp (変更後) Mr. Reo Kawamura, reo_kawamura@env.go.jp
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(b) 協力構造の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(c) 国別登録簿のデータベース又はキャパシティの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(d)	- 技術仕様(DES)の附属書Eが修正されたため、我が国の国別登録簿によって実施される内部チェックが、修正後の附属書Eに

<p>技術的基準の確保に関する変更</p>	<p>準拠した国際取引ログ (ITL) によって実行される内部チェックと首尾一貫するように変更された。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2008年12月に、京都ユニットを我が国の制定法の下で信託財産として取り扱う機能性を高めるための新たな機能を追加した。 - 2009年3月に、口座保有者が京都ユニットについて償却、取消、補填の事実を示す通知を出力し、登録簿管理者が、口座保有者が償却、取消、補填の事実を示す通知を出力した履歴を確認できる機能が追加された。 - 2009年3月、RSA フォーラムの下での変更管理プロセスに基づき、登録簿管理者が、標準電子様式 (Standard Electronic Format: SEF) を作成するために必要な、京都ユニット保有量やトランザクション情報を含んだ XML ファイルを出力する機能が追加された。
<p>決定 15/CMP.1、附属書 II、パラ 32. (e) 不一致を最小化するための手続の変更</p>	<p>変更なし</p>
<p>決定 15/CMP.1、附属書 II、パラ 32. (f) 安全対策の変更</p>	<p>変更なし</p>
<p>決定 15/CMP.1、附属書 II、パラ 32. (g) 公開情報リストの変更</p>	<p>ユニット保有量及び取引の情報は、決定 14/CMP.1 で定義されているように、SEF に基づいて公に入手できるようになっている。以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の登録簿がユニットを取得した際の取得元口座 <p>なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。</p>
<p>決定 15/CMP.1、附属書 II、パラ 32. (h) インターネットアドレスの変更</p>	<p>変更なし</p>
<p>決定 15/CMP.1、附属書 II、パラ 32. (i) データ保存の完全性を確保する手段の変更</p>	<p>変更なし</p>
<p>決定 15/CMP.1、附属書 II、パラ 32. (j) テスト結果の変更</p>	<p>変更なし</p>

4.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する情報

- 2008年8月、ITL が京都議定書4条に基づく「共同達成」を支援するために約束期間リザーブに係る新たなチェックを実施することが必要になったため、気候変動枠組条約事務局が作成する技術仕様 (Data Exchange Standard: DES)の一部文書が更新された。更新された文書と我が国の登録簿への影響は以下の通り。
 - 本編(バージョン 1.1.1)が公開された。我が国の登録簿の変更はなし。
 - DES annex E (ITL が実施すチェックの一覧、バージョン 1.1.2) が公開された。新

バージョンと整合性が取れるよう、我が国の国別登録簿の内部チェックが変更された。

- DES annex G（技術仕様書で使用されているコードの一覧、バージョン1.1.1）が公開された。我が国の登録簿の変更はなし。
- DES annex H（ITL・登録簿間の接続試験項目、バージョン1.1.2）が公開された。我が国の登録簿の変更はなし。
- 2008年9月に、国別報告書の専門家審査チームからの依頼により、我が国の登録簿のデータベース構成や容量に関する情報を専門家審査チームに提供した。その際提供した情報は以下の通りである。
 - データベースサーバのハードウェアは、Sun Microsystems 社の Disk array storage を備えたサーバを使用している。
 - Disk array storage はミラーリング構成となっており、故障したハードディスクの運用を停止せず交換が可能である。
 - 日本登録簿のRDBMSはOracle社のデータベースを採用している。
 - DBサーバは第一約束期間の業務量を予測した上で、十分なディスク容量を確保している。
 - 容量が増えた場合は、ハードディスクの増設で対処できるようにしている。

本情報は2008年のインベントリ審査プロセスにおいて専門家審査チームから提示された推奨案に対応するために、若干言い回しを修正した上でここに再度含める。

- 2008年10月、我が国の登録簿管理者情報が変更となった。
- 2008年10月、CITLおよびEUの国別登録簿がITLと接続し、本番環境において本格運用を開始したことに伴い、我が国とEU間の京都ユニット移転が開始した。
- 2008年12月、京都ユニットを我が国の制定法の下で信託財産として取り扱う機能性を高めるための新たな機能を追加した。本機能は国際間の通信が不要のため、ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2009年3月、口座保有者が、自らが国の管理口座へ移転した京都ユニットについて償却、取消、補填の事実を示す通知を出力し、登録簿管理者が、口座保有者が償却、取消、補填の事実を示す通知を出力した履歴を確認できる機能が追加された。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2009年3月、登録簿管理者が、標準電子様式（Standard Electronic Format: SEF）を作成するために必要な、京都ユニット保有量やトランザクション情報を含んだXMLファイルを出力する機能が追加された。本変更はITL管理者（UNFCCC事務局）によって導入された関連RSAプロセスを通して承認された変更要請に基づいてなされた。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報は、2008年のSEFを基に更新された。決定13/CMP.1にて公に入手可能にするよう要請されているいくつかの情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。

5. 第3条14に則った悪影響の最小化

第4回日本国報告書には、「我が国としては（中略）開発途上国に対する社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小限にする方法で京都議定書の約束を履行するよう努める」とある。しかし、その評価方法は現在国際的に協議中であり、現時点では評価できないものとする。